

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告申立の適否について判断するに、弁論再開請求却下決定のように、訴訟
手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服
を申し立てることができない決定」にあたらぬから、本件抗告の申立は不適法で
ある。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の
とおり決定する。

昭和五三年一月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山		亨